平成26年度 第2回習志野市障がい者地域共生協議会会議録

日時 平成26年8月26日(火)

午後1時00分から4時00分

場所 サンロード6階 大会議室

出席者 委員 2 5 名 事務局 6 名 (委員)

福田弘子、渡辺恵美子、喜田敬子、中村晴美(代理 相原由美子)、松井秀明、豊嶋美枝子、森田美惠子、八尋信一、高橋大悟、中神茂樹、内村幸輔、松尾公平、武井剛、平和弘、内海明雄、梅田和男、臼田昌弘、窪田正樹、武石厚司、八田福子、長尾一輝、内山澄子、舘澤眞木子、米山馨、北田順一(敬称略)(事務局)

東昭夫 (障がい福祉課課長)、家弓樹也 (同主幹)、篠塚美由紀 (同企画係係長)、 鈴木真理子 (同主任主事)、太刀岡千佳 (同主事)、林由香里 (同主事補)

欠席者 委員5名

奥井菜摘子、石井英寿、山田宏、畠山潤、岩田寛 (敬称略)

〈第1部〉習志野市障がい福祉計画及び障がい者基本計画説明会

(松尾会長)

本日は先日の説明通り、2部制で進めさせていただく。第1部は習志野市障がい福祉計画及び基本計画の説明会としている。今年度は第4期障がい福祉計画策定がされる年であり、障害者総合福祉法に、「障害福祉計画を定め、または変更するときは、市町村協議会に意見を聴くよう努めること」となっている。これまでの実績や進捗等について障がい福祉課より説明していただく。今年11月頃までに各部会で検討いただき、協議会より意見を出すこととなるので、ご理解のうえ説明を聞いていただきたい。

(事務局)

市の障がい福祉に関する大きな計画は2つある。1つ目は障がい福祉計画であり、障害者総合支援法に基づき制定されたものである。計画の期間は3年で、今年度が3年目にあたり次期計画の策定に向けて、前計画の評価と新たな変更に向けて皆様のご意見を取り入れながら取り組んで参りたい。もう一つの計画は、その上位計画にあたる習志野市障がい者基本計画である。障害者基本法に基づき策定しているものである。こちらの計画期間は6年であり、平成29年度までの計画となっており、次年度はまだ中間点であるが次期障がい福祉計画の策定に併せて内容の点検、修正を行って2つの計画の整合を図っていきたい。基本計画と福祉計画、この両方の計画を1言で表すと、障がい福祉計画が障害福祉サービスの提供体制の確保に関する目標観、基本計画が障がい者施策の総合計画観となっている。今年3月に当協議会から市長に提出された提言書は3年間延べ155回に渡る協議会結果のまとめとしてこの基本計画に政策の一環として盛り込むことを目標としている。基本計画の改定案については習志野市障がい者基本計画等策定委員会で次回は9月25日に審議、

検討されるほか、その場で福祉計画における議案も併せて審議される予定である。

今回の第1部では、これらの計画の経緯、進捗等を各担当から説明する。1点目は現行の第3期障がい福祉計画の平成24年度及び25年度の実績、進捗状況について報告する。2点目は時期障がい福祉計画の策定するためニーズ等を把握するため、障がい者団体、サービス事業所、当事者からヒアリング調査をした結果について報告する。3点目は現行の基本計画の改定案について、法改定や改正、当協議会からの提言、習志野市市民協働こども発達支援推進協議会での研究成果等を踏まえ、追加する施策の構成案について説明する。

1. 第3期障がい福祉計画の進捗状況について

(事務局)

資料1-①について、これは、先日行われた障がい者基本計画等策定委員会において報告した第3期障がい福祉計画の進捗状況である。

まず始めにこの一覧の数値だが、一部誤りがあるため、これから申し上げる内容に修正をお願いしたい。まず、「2. 福祉施設から一般就労への移行等」の中段、「福祉施設利用者のうち就労移行支援事業利用者数」の平成 25 年度が 8.5%となっているが、これは 14%の誤りである。次に、下段の「就労継続支援事業利用者のうち A型の利用割合」の平成 24 年度が 3.0%となっているが、こちらは 2%の誤りである。また、平成 25 年度が 1.1%となっているが、こちらは 3%の誤りである。また、裏面の「6. 相談支援事業の推進」のすべての項目について、(1年あたり)となっているが、(1月あたり)の誤りとなる。

それでは、1番から説明していく。「1. 施設入所者の地域生活への移行促進」についてだが、 これは施設からどれくらいの人が地域生活へ移行できたかを検証するものである。

上段の「H17施設入所者(96名)からの削減数」というところで、平成26年度までに20名の削減が計画数として掲げられている。障がい者基本計画・障がい福祉計画の冊子99ページにも説明の記載があるので参考にしていただきたいが、この目標数値は、平成17年10月1日時点の施設入所者数から1割以上削減という国の基本指針に基づき、平成17年度の習志野市の施設入所者数96名に対し、約2割の20名という計算により設定している。実績は、平成17年度以降の新たな入所者数と退所者数を差し引きした各年度の施設入所者数を、平成17年度の施設入所者数96名から引いて数値を出している。

具体的には、平成24年度は、この表の一番下のところにある施設入所支援の実人数87名とある。こちらは新たな入所者数と退所者数を差し引いた数値になるが、この87名を平成17年度の施設入所者数96名から引いて、9名の削減となっている。同様に平成25年度は96名から施設入所支援の実人数88名を引いて、8名の削減となっている。平成25年度時点で、目標に対し40%達成していることになるが、今年度中にあと12名以上の削減を達成しなければならないということになる。

次に、下段の「H17施設入所者のうち地域生活へ移行した人数」だが、地域生活というのは、下に※で記載があるが、グループホームやケアホーム、福祉ホーム、一般住居のことである。平成26年までに29名の移行が計画数として掲げられている。この目標数値は、平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上移行という国の基本指針に基づき、平成17年度の習志野市の施設入所者数96名に対して3割の29名という計算により設定している。

実績は、平成17年度の施設入所者96名の入所状況を毎年度調査することにより、集計しているが、平成24年度・平成25年度ともに15名となっており、96名のうち、15名しか地域生活への移行が進んでおらず、平成26年度中にあと14名の移行を達成する必要がある。

次に「2. 福祉施設から一般就労への移行等」について説明する。

1段目の「福祉施設利用者のうち一般就労に移行した年間延数」だが、福祉施設利用者というのは、下の※で記載があるが、生活介護、自立訓練(機能・生活)、就労移行、就労継続(A型・B

型)の実人数を合計した数を指しており、平成24年度は397名、平成25年度は444名となっている。目標数値は、8名の一般就労への移行が掲げられている。この目標数値は、平成17年度の移行実績の4倍以上という国の基本指針に基づき、平成17年度の習志野市の一般就労移行者数2名に対し、4倍の8名という根拠により設定している。実績は、本市のサービス利用受給者が利用している約40の施設に電話で連絡をし、どれくらいの人が一般就労されているのか聞き取りにより集計しているが、平成24年度は7名、平成25年度は13名が就職していることがわかった。これについてはすでに、目標数値の8名を達成している状況である。

2段目の「福祉施設利用者のうち就労移行支援事業利用者数」は、平成26年度までに10%の利用割合を達成することが掲げられている。この目標値は、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業所を利用している人が2割以上という国の基本指針が出ているが、習志野市内に就労移行支援事業所が1か所のみのため、1割で設定をしている。実績は、平成24年度が、下の方にある4.日中活動系サービスの推進の就労移行支援の実人数38名を平成24年度福祉施設利用者の実人数397名で割って9.5%。同様に平成25年度が就労移行支援の実人数63名を平成25年度福祉施設利用者の実人数444名で割って14%となっており、目標数値を達成している。

3段目の「就労継続支援事業利用者のうち A型(雇用型)の利用割合」だが、就労継続支援事業利用者というのは、4.日中活動系サービスの推進の就労継続支援 A型・B型の実人数を足したものであり、平成24年度は167名、平成25年度は185名となっている。平成26年度までに10%の利用割合を達成することが掲げられている。この目標数値は、就労継続支援事業利用者のうち、就労継続支援 A型事業を利用している人が3割以上という国の基本指針が出ているが、習志野市内に就労継続支援 A型事業所がないため、1割で設定をしている。実績は平成24年度が下の方にある4.日中活動系サービスの推進の就労継続支援(A型)の実人数5人を平成24年度就労継続支援事業利用者の実人数167名で割って、2.0%。同様に平成25年度が、就労継続支援(A型)の実人数7名を平成25年度就労継続支援

次に「3. 訪問系サービスの推進」について説明する。これ以降は支給実績より数値を拾っており、複雑な計算はないため大まかに説明していく。

居宅介護、重度訪問介護の時間数、実人数に大きな変化はなく、同行援護と行動援護は、利用の時間が計画数を大幅に上回り、平成25年度の同行援護は352%、行動援護は135%という達成率になっている。

「4. 日中活動系サービスの推進」について、平成25年度に自立訓練(機能訓練)の利用者が1名あった。就労継続支援(A型)の達成率が平成24年度から平成25年度までに大きく落ち込んでいるが、これは計画数の日数、実人数が共に平成24年度から平成25年度で2.8倍に上昇しているためなので実績に大きな変化はないが、達成率が大きく変動している。今後就労継続支援A型の利用者を増やすことが課題である。

「5. 居住系サービスの推進」について、こちらは、おおむね計画に近い数で推移している。 裏面に移り、「6. 相談支援事業の推進」について説明する。

上段の計画相談支援のところで、見込みの数値になるが、平成26年度までに1月あたり67名、年間にすると804名、計画を作成することが掲げられている。計画相談については、平成24年4月より施行されているが、平成24年度から平成26年度までは経過措置という扱いになっており、平成27年度からの完全施行に向けて、各年度の計画数を段階的に設定している。まず、平成24年度は、新規の障害福祉サービス申請者と地域相談支援者を対象としており、1月あたり17名、平成25年度は平成26年度の対象者見込みの半分の人数を対象としており、1月あたり34名、年間408名を計画数として設定している。実績については、平成25年度は1月あたり31名、年間372名で達成率91%となっているが、平成26年度は平成25年度の2倍の人数の計画相談をする必要がある。平成26年3月末日の支給決定者に対する計画作成割合は40.8%と

いう状況で、全国や県平均は上回っているが、平成26年度にすべての方の計画を作成するのは難 しい状況である。

「7. 地域生活支援事業の推進」について説明する。

相談支援事業所の実施個所数は計画通りである。日常生活用具給付等の自立生活支援用具は、たとえば入浴補助用具や杖、頭部保護帽、消火器、警報器などがあるが、平成25年度も計画数を下回っている。制度や支給品目に変化がなく、周知も手帳交付時や相談を受けた際に行っているので、利用者の申請のタイミングによるものと考える。また、訪問入浴サービス事業については、実人数、回数ともに計画数を下回っている状況である。

最後に、第3期障がい者基本計画・障がい福祉計画の冊子には掲載されていないが、障がい児通 所給付事業の実績を参考として掲載している。また、法定サービスの推移を棒グラフで表した資料 を資料1-②として添付しているので、参考にしていただきたい。

2. 障がい者団体及び障害福祉サービスへの実態調査(中間報告)について

(事務局)

「障がい者団体及び障害福祉サービス事業所への実態調査(中間報告)」について、説明させていただく。

第4期習志野市障がい福祉計画を策定にあたり、数値目標を設定するため、障がい者等のニーズや障害福祉サービス事業所の事業実態を把握することを目的とし、障がい者団体と当事者である障がい者及び事業所を対象に6月9日から6月30日に実態調査を行った。

資料2-①について、こちらが、団体用・当事者用・事業所用の調査シートの原本となっている。 障がい者団体は9団体を対象に行い、当事者は事業所に通所している方を対象にヒアリングを行っ た。事業所は市内の事業所を対象として28事業所に調査シートを送付した。8月13日現在27 事業所から回答をいただいている。

本日は、調査途中として、報告させていただく。

資料2-③について、こちらは、障がい者団体・当事者への調査のヒアリング回答の記録となっている。障がい者団体の調査は、基本的には障がい者団体と日程調整し、ヒアリング調査をするという形態で実施した。9団体のうち、8団体はヒアリングによる調査、1団体は会でまとめたものをご提出いただいた。また、当事者には通所している事業所に伺い調査を行った。

障がい者へのサービスの提供についてのヒアリングの一部を紹介する。

一般就労を目指すものとしては、「身体障がい者が通所できる事業所が近くにあるとよい」「就労支援 A 型が欲しい」「就労移行支援事業所がもっと近くにあるとよい」といった回答があった。日中活動系サービスでは、「短期入所をもっと利用したい」「緊急時利用可能な短期入所が欲しい」という回答があった。居住系サービスでは「市内にグループホームが少なくて入れない」という回答が、地域生活支援事業関係としては「相談が一生通してできる拠点機関があるとよいと思う」「様々な相談を受けてくれ、愚痴も聞いてもらえるよう相談員が欲しい。」等の回答があった。

続いて、資料2-②について説明する。こちらは事業所のアンケート回答となっている。A3 の用紙は事業所別の実利用者数、従業員数等をまとめたものである。ほぼ市内の方がご利用されている。4ページの表となっているページに記載している「2. サービスの提供」については障がい福祉サービス別で各事業所での利用人数をまとめている。空白のところは再確認中の事業所となっている。

また、7ページの「③円滑な事業運営を進めていくうえで問題を感じる所はありますか?」の問いに「職員の確保が難しい」「職員の資質向上を図ることが難しい」と、人の不足等の問題が出されている。その他の回答についても現在、全ての回答を福祉計画の各項目に振り分け、まとめている。

また、障がい福祉計画以外の貴重なご意見もたくさんいただいた。

3. 第3期障がい者基本計画の改訂について

(事務局)

資料③-1について、第3期障がい者基本計画への施策の追加について説明する。

障がい者基本計画は、大きく分けて次の3点を反映し、改訂することを予定している。

1点目は、前回策定後からこれまでの障がい関連の法改正等についてである。記載している公職 選挙法の一部改正以下7つの法改正等の内容に基づいた施策を追加する。

2点目は、旧習志野市障がい者自立支援協議会(現 習志野市障がい者地域共生協議会。以下「協議会」という)からの提言についてである。提言1から提言4までの内容について、施策を追加する。具体的にこのあと説明する。

3点目は、習志野市市民協働こども発達支援推進協議会の協議結果である。

こちらは次回の策定委員会での報告となる。

次のページ資料③-2について、具体的な施策の内容について記載している。協議会からの提言に基づく施策を中心に説明する。

基本計画の25ページ、施策の体系も併せてご覧いただきたい。

今回の改訂では、施策の体系に新たに2つの基本施策を追加する。

1つ目は、重点課題4相談支援体制・権利擁護の充実 に、(5)として、「差別解消に向けての整備」を追加する。資料③-2の真ん中以下の表の左から、根拠となる法律名又は提言番号、その内容、記載分野、施策の順に記載している。

2ページをご覧いただきたい。

2つ目の基本施策の追加は、重点課題3生活環境の整備 に(6)として「障がい者就労支援施設への調達の充実」を追加する。現状と課題を読ませていただく。

施策項目として①調達方針の策定及び公表、②調達推進のための情報提供とする。

根拠は以下の2点である。

1つ目は、国等における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(通称:障害者優先調達推進法)である。

2つ目は、協議会の就労支援部会からの提言4である。

提言4の内容から、「i 障害者優先調達推進法の精神に則った官公需の掘り起し」として、施策項目①調達方針の策定、公表にあたっては、障がい者地域共生協議会に意見を求める。施策項目②調達推進のための情報提供としては、障害福祉サービス事業所等に発注可能な業務について、庁内掲示板に掲載し、いつでも誰でも活用できるよう整備する。また、協議会と協力し、庁内各課を対象とした商談会開催の検討や、チラシの製作等を検討する。

内容ii、以下は、現在の基本施策に追加または修正を行う。

内容 ii 「障がい者職場実習についての理解促進について」は、基本計画 9 2 ページ (6) 就業環境の整備の施策項目①障がい者雇用に対する理解の促進の 2 点目を、障がい者職場実習の受け入れ先の拡大を検討します。に修正する。

内容iii「市民・民間事業所等へのメッセージの発信について」は、同じく92ページ(6)の① 障がい者雇用に対する理解の促進に、広報やホームページを活用し、障がい者の就労に関する情報 を発信し、理解の促進を図ります。と追加する。

3ページ以降もそれぞれの法改正等の内容について、表に記載してある施策を追加する。

次に3ページの一番下の表をご覧いただきたい。相談支援成人部会からの提言1についてである。 提言1の内容より、「i 民間委託による障害者相談支援事業所の増設については、福祉計画に反映します。」「ii 基幹相談支援センターの設置運営の検討については66ページ、2)相談拠点の整備拡大 の2点目を修正し、基幹相談支援センターを設置するにあたり、必要な機能、運営手法及び運営開始時期等について具体的に検討していきます。」とする。

次に4ページをご覧いただきたい。

相談支援児童部会からの提言2についてである。

内容 i 児童福祉サービスの拡充を図る「ii 児童福祉サービスの柔軟な利用を促進する」については、30ページ「②障がいに対する理解を深めるための啓発活動の推進」に、「4)事業所や教育現場の職員に対する理解促進」を追加し、障がい児も地域の子供としてあらゆるサービスが利用できるようサービス提供側の職員へ広報啓発の取り組みを進める。

同じく相談支援児童部会からの提言3についてである。「i 教育と福祉のつながりの強化を図る」

「ii 教育機関に福祉サービスや相談支援の利用方法の周知を図る」については、36ページ「②福祉教育の推進」に、「障がい児に対して教育と福祉双方からの包括的支援が出来るよう、教育機関との連携を図っていきます。」と追加する。

以上の施策案の追加を予定している。

(松尾会長)

何か質問等あるか。

今の時間だけではなかなか全てを把握することは難しいと思うが、これらの情報をある程度網羅した形で各部会の方に内容の精査、モニタリングをしてもらうようにお願いしている。具体的には11月6日の運営会議までに各部会で指定された部分の意見を取りまとめたうえで持参いただき、11月には協議会として意見として述べたいと考えている。

(武井委員)

資料1の①「第3期障がい福祉計画の進捗状況について」の中で、年度ごとに各福祉サービスを利用されている人数と実績が詳しく記載されているが、この年度ごとの分母の部分、例えば24年度の場合、何らかの障害福祉サービスを受けている方が実人数としてどれくらいいるのか、24年度、25年度それぞれ把握しているのであれば教えて欲しい。

(事務局)

これは3月の1ヶ月を抽出して実人数として挙げている。年間の実人数は、途中からの利用や利用されなくなった方もいるため、年間での人数は出していない。

(内山委員)

各団体からのヒアリングについて、福祉計画の各項目に分けるとのことだったが可能であれば、どの項目がどこに移ったのか、どのように反映されたか後追いしやすくなると思うのでアンケートで分かるようにしていただきたい。また、計画に反映できないものも回答の中にあると思うが、どう対応するのか、分かるようにしていただきたい。できれば、次回の各部会に間に合うようにいただきたい。

〈第2部〉習志野市障がい者地域共生協議会全体会

1. 各部会より

(松尾会長)

それでは2部を始めたいと思うが、本日傍聴人が3名いる。予め承認を得ているので入場していただく。本日、傍聴される方は手をつなぐ育成会の方だがこの協議会では本来、録音・録画・写真等は禁止されているが、傍聴の方から録音・写真の希望がある。事前にこの場で承認を得ることが出来れば許可したいと思うがいかがか。

(内山委員)

写真のみであればよいと思う。

(松尾会長)

内容等は議事録が後にホームページにも掲載されるため写真のみ許可したい。いかがだろうか。

(委員)

同意

(松尾会長)

それでは、各部会より平成26年度~28年度の目標と活動計画案についての説明と5月からこれまでの会議報告、全体に諮る協議事項がある場合は併せてお願いしたい。相談支援部会より報告をしていただきたい。

(相談支援部会・福田会長)

平成 26 年度~28 年度の目標と活動計画案について、説明したい。相談支援部会としては、柱を 3 つ揃えた。支援会議の実施として、前期、個別にワーキングチームとして支援会議を行っていた ことを部会の中に入れ込んでいくということ。また、計画相談支援事業所との情報交換会は部会の中のワーキングのような形で行っていたが、それも部会の中に入れながら計画相談支援事業所との連携をとりつつ習志野市の相談事業を考えていくということ。障がい福祉計画、障がい者基本計画の進捗についてモニタリングを行っていくということ。前期、相談支援部会の成人の方で提言をした部分のモニタリングをしていく。これに関しては障がい者基本計画の中に盛り込んでいただけるとのことからそちらをモニタリングしていく。これらが活動の柱になっていくが、この活動をしながら 1 年度ずつ振り返りをし、課題を挙げながら解決に向け、取り組んでいくという 3 年間の計画としている。

今年度の活動としては、5月から開始をして、4回部会を実施した。1回目は、社会資源開発改善部会と一緒にさせていただきながら、相談支援部会の方で拾い上げた課題を社会資源開発改善部会とうまくタイアップできないかということを協議した。2回目については、支援会議の部分である。当日資料の中に支援会議の開催方法のフローチャートと支援会議用の支援困難事例シートを配布している。これは、前期の中で皆様に賛同をいただけた案なので引き続き今期も行っていく。ただ、困難事例シートのケースがなかなか挙がってこないという実情もあり、運営会議の中で、この形式ではなくもう少し大雑把な、カテゴリーのような形で分けたシートの方が挙げやすいのではないだろうか、という提案をいただいたので今後の課題としていきながらシート作りも併用していきたい。支援会議についてだが、前期に残っている件数が1件あるので取り組んでいく。初めての委員もいるため、支援会議のフローチャートに沿いながら事例の提供を内山委員にしてもらい、情報収集を3回目に行った。7月の部分では、これからの相談の流れを各委員で確認し、4回目を終えた。支援会議の情報収集に関しては各関係機関の方が集まり、委員の中でも分かっていなかった部分を教えていただき、これからの相談支援につなげていくという方向になっている。フローチャートだが、前期、最後の結果報告という中で自立支援協議会の専門部会3部会となっているのを現在の地域共生協議会5部会の形に変えていただきたい。以上。

(松尾会長)

何か質問等あるか。事例シートについては個人情報の兼ね合いからなかなか出てこない現状があったが、非常に事例を積み重ねていくということが大切になってくる。個人情報についてはまとめ方を考えているので是非ともご協力をお願いしたい。

では、次に児童部会の報告をお願いしたい。

(児童部会・松井部会長)

平成26年度~28年度の目標と活動計画案について、児童部会の欄をご覧いただきたい。大きく3つの検討を行っていきたい。1つ目が昨年提言をした提言3の内容である。教育と福祉との連携を図っていく。学校等の教育機関及び幼稚園、保育所等に福祉サービスについての周知活動を実施し、課題を抽出する。その中でも、児童の成長段階での課題を学校と共に解決できるよう資源マップ等を学校関係者などの集まる各会議等で配布していく。また、福祉サービス等の流れを掲載した簡易リーフレットなども検討していく。

2つ目として、重症心身障がい児の地域生活における課題検討及び社会資源の検討を行っていく。 3つ目として、「障がい者基本計画」「障がい福祉計画」の検討を行っていく。

これまでの部会では1つ目を中心に話を進めている。今年度、障がい福祉ガイドブックにA4サ イズの紙を挟み学校関係者、幼稚園、保育園等に配布する。A4の紙にはガイドマップに目を通し てもらえるような内容を掲載し、目を向けていただく。そして、この中には福祉サービスがどのよ うなものがあるのか、相談を受ける所がどのような所があるのか等を記載し、まずは知ってもらう ようにする。今年の学校等の反応を見ながら来年度以降は簡易リーフレット等の検討もしていきた い。これまで部会の中では、部会委員の中にも関係機関の人がいるので幼稚園、保育園関係、小学 校の段階まで話を聞くことが出来ている。乳幼児、幼児期については、色々問題があり、乳幼児、 幼児期の段階では何を考えて障がいと捉えるのか、個人情報が残る不安があるということが意見と して出ている。ひまわり発達相談センターなどにおいては、パンフレット等を配布し、段階的に相 談する人が増えている状況にある。ただ、最初に福祉に繋がっていない人が最初の相談をするのに ハードルが高くならないような体制にするのが大切だという話もあった。小学校の段階になると不 登校の子が出てくるということで小学校、中学校までは個別の教育支援計画書を制作することが出 来るのだが保護者の同意が必ず必要になる。保護者の同意が無ければ作成することも出来ないとい う事情があるそうだ。やはり一番の問題は個人情報の問題があるので、どこまでグレーゾーンの方 を福祉サービスで拾い上げることが出来るのかということである。もし、相談支援事業所等につな がった時にその方がグレーゾーンであるのかないのか見極めていただき、健常の方の不登校の流れ にのっていくのか、福祉サービスの方にいくのかというのをしっかりと見極めていただきたいとい うことが部会の話として出ていた。以上。

(松尾会長)

何か質問等はあるか。

(森田委員)

松井会長の補足だが、先週末に習志野健康福祉センターに行き、平成25年度末の小児慢性特定疾患の登録数を確認してきた。情報として会議で出している内容の配布資料をいただいたので後に松井会長からお配りいただく。今、児童部会の方で医療が進んで呼吸器等をつけたり気管支切開等をしたりして、学校に行けない児童がいるのではないかということで学校に繋がらない子がどれほどいるかということを調べることとなった。実際に習志野市の対象児童の中に学校に通えていない児童はおらず、どのような障がいがあっても学校の受け入れはしてもらえるとのことだった。例を挙げると慢性呼吸器疾患の児童が現在、小児慢性なので0歳から18歳で継続すると20歳までというのが小児慢性特定疾患なのだが、全部で11名いる。そのうち、重症の児童が4名いる。4名というのは呼吸器等をつけている児童で、その児童達も学校に通えているとのことだった。学校に通えていることで、学校の先生達に私達の取組みを知ってもらえるということが理解出来た。このような情報をうまく活用して今後の部会の方や全体会の方で報告出来ればよいと思う。以上。

(松尾会長)

他に質問等はあるか。なければ続いて就労支援部会に報告をお願いしたい。

(就労支援部会・武井部会長)

平成26年度から28年度の就労支援部会の目標と活動計画案について説明させていただきたい。

昨年までの部会の協議結果を踏まえて、今年度も引き続き地域で働く障がいのある方々をもっと 知ってもらう広報啓発の趣旨で広報紙「ならたく」の定期発行を年3回行っていく予定である。昨 年度までと同様に4月、8月、12月の発行予定である。今年度より1回につき8,500部発行出来ることとなり、その内2,000部はこれまでと同様に商工会議所に納品し、広報紙「商工習志野」と一緒に商工会議所の会員の事業所に渡している。残りのうち、6000部を習志野市内の各町会に渡し、町内回覧や各家に投函して頂き、500部は、障がい福祉課、商工振興課、社会福祉協議会等の窓口に設置のほか、障害者ネットワーク等の団体へお渡しするものと、予備として事務局保管して頂く。今週、私の事業所にも回覧板が回ってきたが、8月に発行した「ならたく」が挟まっていた。この活動が今年度より一般の市民の方を対象にするということもあり、紙面の内容もこれまでは企業向けに書いていたものを、これからは一般の市民の方も興味を持ってもらえるような内容にしていきたいと考えている。

次に、平成25年度より障害者優先調達推進法が施行されたが各自治体は市町村の調達方針を作り、方針に基づき優先調達を進めていき、その結果を年度ごとに市のホームページ等で公表するようになっている。習志野市の優先調達を積極的に進めてもらえるよう就労支援部会としても協力していくための協議を続けていく予定である。具体的には市の調達方針の部分で、意見出しをしていく。また、調達方針を市役所庁内で周知していく必要があるということで今年度の10月頃に障がい福祉課主催で市役所の各部署向けの説明会を開催する予定である。就労支援部会は協力していく。日程等は未定だが、場所はサンロードの大会議室の予定であり、市内及び近隣の障害福祉サービス事業所と調達を引受けていただいた事業所から「どのような内容の仕事が出来る」ということや、市の方からも「このような仕事が出来る事業所はないか」など意見交換をし、お互いのマッチングを図っていければよいと思う。

3年間の大きな流れとして、平成28年度の末にもう一度提言のようなものを出せればよいと考えており、そのために26年度に改めて地域課題を把握するための学習会や研修の機会を設けようと考えている。11月に特別支援学校の見学会、3月には近隣の就労継続支援A型の見学会を予定している。それを基に27年度にもう少し地域課題を高めるための分析というものや場合によってはアンケート調査等を実施し、最終的には28年度に提言や市民啓発講座等でアウトプットできればよいと考えている。以上。

(松尾会長)

何か質問等あるか。武井委員より説明があった障害者優先調達にかかる習志野市の説明会については、近い時期に皆様の事業所、特に働くという取組みをされる事業所については積極的に参加していただきたいという呼びかけをする。優先調達法自体は就労系の事業所が対象ということになっているが、地域活動支援センターや習志野市の中でなんらかの働くという取組みをしている事業所についても範囲を広げて習志野市に仕事を下してもらえるようにと考えている。官公庁の仕事が下りてくるのを待つだけではなく、受ける事業所自体が力をしっかりつけていくということが大切だと思うので今回集まっていただいた事業所については新しいネットワーク作りにもなると思うので、出来る、出来ないに関わらず積極的に参加していただいて自分の事業所のアピールなどをしていただけるとよいと思う。

次に権利擁護・広報啓発部会に報告をお願いしたい。

(権利擁護・広報啓発部会 長尾副部会長)

部会長が欠席の為、私から説明をさせていただく。権利擁護・広報啓発部会については、今年度より出来た部会であるが、5 月より月1 回ずつ、計4 回開催してきたが今年度は大きく3 つを重点的に行っていくと考えている。1 つ目が福祉ふれあいまつり、2 つ目が資源マップ、3 つ目が啓発講座という内容である。

まず、福祉ふれあいまつりについては、今年は11月8日の土曜日に開催となるが地域共生協議会として例年どおり、参加の方向で準備をしている。内容については部会で検討していくが、協議

会としてのPRブースとして今後何か追加等を部会で検討していく。また、ふれあいまつりについては各部会を通して参加の依頼をお願いしていくので11月8日に予定のない方は是非お手伝いいただきたい。

2番目の資源マップについてだが、こちらは障がい福祉課を通じて市内の障害福祉サービス事業 所へマップの校正を依頼している。この校正については現在障がい福祉課に提出されている状況で あり、校正をかけ、まとまり次第発行していく予定である。

3番目の啓発講座について、昨年はワーキングチームで行っていたが、今年度より当部会で行うこととなった。過去3年間は「障がい者の暮らす・学ぶ・働く」をテーマに実施している状況である。今年度について、部会で検討しているが案の中では障害者差別解消法について、成年後見制度についてとの案が出ている。その他にも難病などについても案が出ているが、障害者総合支援法の中の障がいの部分に難病についても加わったということがあるため、今年は「難病」をテーマにしていくことを企画・検討している。なお、日程については12月7日の日曜日に大久保公民館市民会館で行うということを併せて報告させていただく。また、昨年の反省を基に人を呼ぶこむための工夫というのを考えている。市内の音楽団体の演奏や当事者団体の音楽グループへの演奏の依頼、検討を考えている。

講演に関しては難病について詳しい方をこちらで調べ依頼していく予定である。なお、昨年啓発 講座で行っている市内の各事業所の物販や掲示スペースだが昨年と同様に行っていきたいと考え ているので是非事業所には参加いただきたい。また、啓発講座についても部会の人数では足りない ため各部会に参加依頼をするのでご協力の程をお願いしたい。平成27、28年度については今年 度の活動を踏まえ活動目標を設定していきたい。以上。

(松尾会長)

何か質問等あるか。資源マップについて、各事業所への最終確認は発行という形で大丈夫か。

(権利擁護・広報啓発部会 長尾副部会長) そのつもりである。

(松尾会長)

了解した。無ければ最後に社会資源開発・改善部会に報告をお願いしたい。

(社会資源開発・改善部会 内山部会長)

私共も今年初めて出来た部会である。まずは、社会資源の捉え方がフォーマル・インフォーマルな社会資源についてということを前提として今年度、障がい者基本計画等のアンケート結果・各部会での議論等を通して習志野市の現状をとらえ、課題をまとめる。課題をまとめるのが今年度出来るのか、中間まとめになるのか何年後になるのか少し自信がなくなってきているがとりあえず当初はこの予定で行くつもりである。2番目が支援会議から見出された社会資源の開発・改善の検討。3番目が障がい福祉計画等への意見出しの準備ということで2,3年目もほぼ固定したような内容になっている。

4月の1回目は相談支援部会と一緒に部会をさせていただき、2回目から社会資源開発・改善部会として活動をしているが、昨年の支援会議の中の大きな宿題であったバス停問題、障がいをもったこどもが地域のこどもとして暮らすというテーマで社会資源の開発・改善を少しずつ始めている。

1点目は、船橋特別支援学校のバス停に保護者がこどもを送りに来る際に違法駐車があることで保護者がこどもをバスまで連れて行くのに大変な労力なため、解決したいということだった。しかし、この件については福祉制度で何か出来るということではないため、地域の方の力をお借りしなければならず、4月17日に協議会の松尾会長と協働まちづくり課の宝田課長、八尋先生、船橋特

別支援学校の教頭先生に大久保地区のまちづくり会議に出席いただき、現状をお伝えいただいた。その中で現状の写真を松尾会長が準備し、報告していただいた中で地域の方から駐車場の入口に学校の保護者の車が停まっていて地域住民も困っているといったご意見をいただき、このような話し合う場はとても大切だということを実感した。その後、様々なアプローチを考えた結果、バス停のすぐ近くにあるクリーニング屋が9時から営業なのだが、バス停にバスが停まるのが8時半のため、そのクリーニング屋に駐車場を貸していただくのはいかがかいうことになった。クリーニング屋へのアプローチについて、協働まちづくり課に相談に行き、協働まちづくり課がマンション(クリーニング屋が1階に入っている)に話をしてくれた。しかし、マンション自体はクリーニング屋とあまり接点はなく、間に入ることが難しいということから、直接クリーニング屋と話をすることになった。今後は学校だけで行くのか、協議会委員も帯同するのかなど、話に行く人を決めて動いていく。実際、ご家族の送迎の様子を見ているととても大変そうであり、障がいをもつこどもがいる家族を住民としてどのように応援していくのか今後とも継続して取り組んでいきたいと思っている。もし、クリーニング屋が駐車について許可をいただいた場合など、地域貢献していただいた方な

もし、クリーニング屋が駐車について許可をいただいた場合など、地域貢献していただいた方などには表彰・紹介などをするのはいかがだろうか。「活動していただきありがとうございます」をどうのように表現していくのか、そのような活動がまちの中に広がっていくようなことを話している。「ならたく」や広報習志野に掲載してもらうなど、このような活動を紹介していくようなシステムを作ってまちを作っていきたいと考えている。

もう一つは地域の人が障がいをもったこどもが住んでいるということを特別支援学校に通っているとわからない、まちで出会うことがない。住民として出会うこともないことやまちで暮らすにはどのようなシステムがあるといいのか検討している。部会では、まちのお祭りなどで障がいをもったこどもが参加しやすいような仕組みを作って地域で暮らしていけるような、出会うチャンスをどう作っていくかということを検討し始めている。もし、今年度出来るようならば秋津の祭りが10月にあるようなので第一歩と考えている。地域で良い取り組みが一つ出来れば良いと考えている。次に、今後障がい者差別解消法についての情報が今後増えてくると思うが、習志野市の子育てガイドブックの中にその情報を提供しながらバリアフリーで障がいのある子が使いやすい場所を記載していただけたりするのだろうかという検討等も今後行っていきたいと考えている。

また、障がい福祉計画について、他部会から漏れたところが当部会の担当となるので次回は事務局に来てもらいもう少し勉強をしなければならないと考えている。以上。

(八尋委員)

まちづくり会議に参加させていただき、まちの方々にお願いさせていただいたがなかなか実行出来ないでいた。クリーニング屋の駐車場を借りてみてはいかがかという話があり、使わせていただけるなら有難いということを学校で話した。学校と協議会が一緒にお願いに行けたらよいと考えている。

(内山部会長)

松尾会長に伺っていただくことになると思うので準備等進めていきたい。

(松尾会長)

今回の事例は一つの事例だが共生社会を目指していく、障がいのある人もない人も共に暮らす地域にしていこうという中でかかせない、障がいのある人の声なき声だけではなく共に暮らす障がいのない方々の声なき声もしっかり拾って解消していくことが本当の共生社会に繋がることだと思っている。その第一歩という事例、取組みになるのではないかと思っているので良い形で進められればよいと考えている。

各部会からの報告ということで報告いただいたが、お手元にある資料、習志野市障がい者地域共

生協議会の26年度から28年度の目標と活動計画(案)という内容について報告していただいた。各部会の活動計画を踏まえたうえで報告いただいたが協議会全体としては大きな目標として、基本計画に謳われているような「誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合い、地域でありのままに暮らす事が出来る社会の実現」そして、それには「障がい者基本計画及び障がい福祉計画の推進」ということになっている。協議会として実現していくために、地域課題の把握と抽出、提言の実現化(後追いとアプローチ)、地域への協議会の周知(広報啓発)、協議会内におけるネットワークの強化、3年間の提言ではなく、1年間の各部会の活動の報告として年次報告書の作成(小提言)など、こういった活動目標を各部会の活動を通して達成していこうということで今年は初年度になるが28年度末まで経過を残していきたいので皆様よろしくお願いしたい。

(武石委員)

本日お配りしたガイドマップについて、何か変更点等あった場合は会議後教えていただきたい。

(松尾会長)

こちらは最新版であるのか。最新版ということで皆様見ていただきたい。

2. 外部会議の報告

(松尾会長)

それでは議題の2に移りたい。外部会議の報告ということで今年度は2つの会議に協議会の代表として出席している。1つ目は、習志野市市民協働こども発達支援推進協議会の報告である。これは、ひまわり発達相談支援センターで開催されている協議会であり、私が出席をしているので説明させていただきたい。細かい内容については後程、各委員からの取組みの所で内村委員より話があると思うので概要という形で報告させていただく。昨年度よりこの協議会に参加させていただいているが今年度の第1回として、5月19日に開催された。目的としては、「共生社会の理念に基づく市の発達支援施策を推進することにより、発達障がいの有無に関わらず住み慣れた地域の中で一人一人のこどもの意思・権利の尊重が図られ、全てのこどもが大切に育まれる地域社会の実現」となっている。こういった大きな目的に向けてこの協議会の中では、1つ目に5月で取り扱われた内容として発達支援施策の素案について、これはロジックモデルという手法を用いて検討されている。2番目にひまわり発達相談センターの評価部会として行っている。

1つ目の発達支援施策のロジックモデルの素案についてだが、この最終的な到達目標については「障がいの有無に関わらず自分らしく生きられる」を最終目標にし、それに向けた具体的な最終目標等を考えるうえでの指針で「成長発達に課題のあるこどもがあるいは障がいのあるこどもが差別・偏見・誤解等により排除されることのなく人として尊重され社会参加できる」が具体的な施策を考えるうえでの指標となっている。そして、それに向けた直接的な目的については、1.「こどもの発達に心配のある保護者が必要な時に的確な情報・助言が受けることが出来ること」2.「こどもの将来の進む道の選択肢が増え、その力が発揮出来ること」3.「地域の人がそのこどもが何にどのように困っているのか理解し、手を差し伸べられること」これらが具体的な目的として位置づけられている。更に細かい具体的目標については今後の協議会の中で進められていくと思っている。次回が8月28日にこれらの施策の評価とマネジメントのベースとなるロジックモデルと運用について、明治大学公共施策大学院ガバナンス研究科 北大路信郷先生の講演があるということになっている。また具体的なことについてはしっかりとした形になったところで皆様に報告をしたいと思っているが以上で進捗を含めた報告とさせていただく。

続いて、習志野市新型インフルエンザ等対策審議会に武石委員が出席されているので報告をお願

いしたい。

(武石委員)

それではご報告させていただく。まず、習志野市新型インフルエンザ等対策審議会は今後新型インフルエンザが流行する対策として動いている。何年か前にSARS、また、新型インフルエンザが流行ったことにより、これを踏まえ習志野市独自の新型インフルエンザの対策をしていかなければいけないということで話し合っている。目的としては、新型インフルエンザ特別措置法に基づき政府の行動計画、千葉県の行動計画を踏まえて習志野市の新型インフルエンザ対策を実行するということで行動計画の審議をしている。現在、審議していることは行動計画表の作成である。各団体から意見が挙がってきているがまず、習志野市の特徴を踏まえた発生段階が高齢者や子ども、障がい者など誰でも分かりやすい計画を作ろうとしている。また、情報の開示としては、新型インフルエンザ対策の備蓄品がどこに存在するか、薬がどのようなものがあるかなどを行っている。緊急事態宣言が行われた場合に何が必要か誰でも分かるように整理している。

また、市の委託業務先ということで市の委託先にも対策の役割を担ってもらえるように動いている。その他に新型インフルエンザの考え方、発生時の避難予定、地域における影響、被害想定、社会への影響、対策推進のための役割分担。行動計画の使用項目として、インフルエンザについては予防が無いので予防体制・医療体制、情報提供、市民の生活、経済を安定させるということをまずは守らなければならないとして活動している。

具体的なものとしては、9月1日から9月30日に市のホームページにパブリックコメントとして掲示するので見ていただきたい。庁内にも同様な通知を行うのでご意見があれば書き込んでいただきたい。また、10月1日に保健会館で新型インフルエンザについての勉強会がある。こちらはどなたでも参加できるということである。詳細については今後事業所に連絡していきたい。以上。

(松尾会長)

何か質問等あるか。なければ議題3「委員の取組みについて」に入りたいと思う。この協議会は、30名の委員が5部会に分かれ活動しているため、所属する部会以外の委員と接点がなく、互いの活動について理解を深めることが出来なかったことが前年度の反省でもあった。先程説明した年間活動計画の中にも地域共生協議会の周知ということがあることや、協議会内でのネットワークの強化ということで、部会を越えて各委員同士のつながりを強化することで、この協議会の力をもっと発揮出来るのではないかという目的で全体会の中で毎回2名ずつ、各委員の日頃の取組みを説明いただき、お互いを知ることで活動につなげていきたい。今回は、東洋エンジニアリング株式会社の内海委員とひまわり発達相談センターの内村委員にお願いした。それでは、内海委員より説明をお願いしたい。

(内海委員)

東洋エンジニアリングで長く勤務しているが、特例子会社の社長を2年前から兼務している。この2年間障がい者の方をサポートすることに携わり、日頃考えていることをお話しすることが出来ればと考えている。

本社の東洋エンジニアリング株式会社は新習志野駅前にある。市原に化学コンビナートがあるが、あのような化学関係のものを海外のお客様に販売をする仕事をしている。設立が1961年であり設立から50年経っているが昭和63年に千葉県から障がい者雇用をしてもらいたいというお声掛けをいただき、千葉県、千葉市、本社と関連会社で第3セクターとして特例子会社を設立したのが千葉データセンターである。会社の設備としては2階建ての小さなビルであり、その中で身体障がいの方を中心にデータ入力作業や印刷製版、IT系ホームページの作成を行っている会社である。

昭和63年に第3セクターに建設し、現在は身体障がいの方を中心に障がい者の方が12名、健

常者の方が6名の18名で行っている。特例子会社制度が出来た関係で、当社は千葉県で最初の特例子会社となったが、現在千葉県の中には26社あり、京成津田沼にもあるSMBCグリーンサービス株式会社、ちばぎんハートフル株式会社、株式会社舞浜コーポレーション、株式会社ニチレイアウラ等の会社が中心となり年に4回勉強会、その内の年2回は26社すべてを対象に、年2回は幹事会ということで連絡会を行っている。特例子会社だが、法定雇用率というのは全従業員の2%となっている。本社の方に勤務しないかという声掛けをした際に「是非やってみたい」という方と躊躇される方がいる。このことから特例子会社は相互のメリットにもなる会社であると思っている。

会社の業務の内容だが、入力業務ということで当初から進めているが健康保険組合からレセプトという診療方針の計算の入力業務がある。しかし、今時、二重入力などはなくなり業務の効率化ということで業務が少なくなってきている。印刷製版については最近、公費の削減ということでかなり厳しい状況にある。ホームページの作成に関しても内容の高度化などでなかなか難しくなっている。私としては本社の業務を広げていくなど親会社と連携していかないと会社運営は厳しいと感じている。事業環境としては障害者優先調達法が出来て期待をしているところではあるが事業をもらうよりも関係の方に使っていただければと考えている。また、設立から20年が経過しているので仕事環境を良くしてきたいと思っている。

最近は新しい法律ができて我々も考えさせられるところではあるが、1つ目に障害者雇用促進法は法定雇用率を上げるというのがあるが事業側としては社会的責任を果たすと考えなければ経済性だけで法定雇用率を上げると考えるのでは難しいと思う。2つ目に障害者虐待防止法があるが、この言葉は我々にとっては厳しく、普通の企業だと虐待というのは全くないが健常者の熱意が上手く伝わらないと特例子会社は厳しいものがあり、注意の仕方なども言葉を変えてもらわなければいけない等、企業側としては萎縮してしまうと感じている。3つ目に障害者差別解消法ということで合理的配慮ということだが会社側としては働きやすい職場を作っているが合理的配慮をしていないと言われてしまうと厳しいと感じる。最後の障害者総合支援法では障がい者の方の家族、支援学校、支援機関、行政と連携して少しでも障がい者の方をサポートしていかなければいけないと思うので、このような場に来ることで連携は深まっているのではと最近は感じている。以上。

(松尾会長)

何か質問等あるか。

(米山委員)

働いている方の世代はどれくらいか。

(内海委員)

20年行っているので、大体40代の後半から50代になってきている。体調などが不安になる 年頃になってきていて、若い人は20代が少しいるが、センターの予算と相談して積極的に受け入 れをしていきたいと考えている。

(松尾会長)

20年行っている千葉データセンターは障がい者雇用の先駆けをされているといっても過言ではないが他の会社においても20年も勤務をしていると障がい者の方の高齢化が問題となってくる。高齢化問題にどう対処していくかがこれからの課題になっていくと思うのでいずれ先駆的なお考えをお聞かせもらえればと思う。個人的な感想だが、様々な障がいを持たれている方の雇用促進法、虐待防止法、差別解消法があるが障がいがある方を守る意味での制度になっているが逆に企業を苦しめる制度になってしまっては、結局障がいのある方が使いづらい制度になってしまってはいけないと思うので制度の使い方に関しては福祉側も考えなければいけないと思う。

(高橋委員)

業務内容によって変わると思うがどのような能力があると会社側としては良いのか。

(内海委員)

最近は電話など、コミュニケーションをとらなければ仕事が進まないため、パソコン関係の力も 必要だがコミュニケーション能力ややる気があれば仕事は会社側が見つけることだと思っている。 ベースとなる力を身に付けていただきたいと思う。

(松尾会長)

まさに障がい者雇用の原点であると思う。本当に問題になっているのは障がい者雇用がこれほど進んでいる中で入った人数と同数の人が毎年辞めているという現状であり、辞めた理由の8割程度が人とのコミュニケーションのむずかしさであったり、生活管理といわれる時間管理、健康管理、金銭管理であったり基本的な部分から崩れて離職してしまっている。職場定着率の低下というのが問題になっているので送り出す側としても学校や教育の部分と連携をしながら、そこの部分を強化しながら企業にお願いをしようと力を入れている部分である。本当に内海委員には協議会としても就労支援部会に入っていただいているので今後も貴重な意見をお願いしたい。

続いて内村委員に報告をお願いしたい。

(内村委員)

ひまわり発達支援センター、また「習志野方式」マニュアルについても説明させていただく。

まず、ひまわり発達相談センターについてだが、昭和55年度にひまわり学園(幼児言語療法施設)が就学前の乳幼児とその保護者を対象とした、ことばと発達に関する相談・指導機関として市の事業として平成23年度まで行っていた。世間的にはことばと発達の相談室として行っていたが平成24年度にひまわり発達相談センターに変更となった。変化としては、対象が18歳未満と広がった。この背景には、ひまわり学園ではことばの相談以外の発達に関する相談が増えてきたことや平成17年度の発達障害者支援法の成立によって発達障がいがことばも含め相談が増えてきた地域でもあるためである。その頃からひまわり発達相談センターの構想は始まっていた。このようなことから平成24年度に設置がされることとなった。

現在、24名の職員がいる。職種は資料に記載されている通りだが、相談の初回面接から継続的な指導の前までを担当するグループと指導自体を主に行うグループがある。初回相談を担当するグループはこれから説明する個別支援計画の運用や巡回相談、研修事業ということを担っている。指導に関する担当の者は主に指導が中心ということになる。個別指導、グループ指導ということを中心に行っている。もう一つは松尾会長からも報告があったが、市民協働こども発達支援推進協議会等の会議の運営やひまわり発達相談センターの総合的な管理をするグループといった3つのグループに分かれて仕事をしている。

ひまわり発達相談センターで行っている主な業務について説明させていただく。

1つは相談指導である。初回相談を終えた後、その児童の状態を把握するために保護者の話を聞くことや必要に応じて発達検査をしていく。すぐに発達検査をするということではないが可能な範囲で行い、状態を把握させていただくようにしている。その後、会議を行い方向性の検討の後、保護者に週に1回や月に2回、個別指導で何をするのかなどの方針の説明を文書にて行っている。その後、相談・指導・巡回等といった継続的な指導・相談に入っていく。指導については、就学前の児童が対象になる。就学後は就学先にことばの教室や特別支援があることもあるが、ひまわり発達相談センターでは相談は就学後も受けていくが具体的な個別指導やグループ指導については、ひま

わり学園の時と同様に就学前の児童が対象となっている。対象については、「発達全般に関すること」「言語に関すること」「肢体の運動発達に関すること」が主となっている。平成25年度は、実人数で467名の利用者があった。その内390名(約8割)の利用者が就学前の児童であり、定期的な指導を行っている。基本的には職員と1対1だが、保護者の不安が高い場合や親子関係を築いていくのがかなり難しい場合等には保護者の担当と2名で担当をする場合がある。1枠45分で内容は資料に記載のとおりである。その内容ごとに担当する職種が変わることがある。

もう1つはグループ指導を行っている。2歳児グループ、3歳児グループ、4歳児グループ、5歳児グループとそれぞれある。グループの対象は1対1の関係が取れるようになった児童や保護者が児童と接するにあたり他の保護者と一緒に学んでいく場があった方が良い場合にはグループ指導を勧めている。また、公立幼稚園の入園前に少人数のグループの経験をして入園を迎える方もいる。4、5歳児グループに関しては主に幼稚園や保育所などの大きな集団ではなかなか力を発揮することが出来ない児童が7、8名の小グループでの活動の中で力を発揮して経験をしてもらうために行っている。例として2、3歳児グループの親子教室の活動を記載しているが毎週1回親子で集い、自由に活動をする。課題遊び以外の所は毎週ほぼ変わらない。同じ流れを経験することで安心して見通しをもって活動に参加することが出来る。発達や障がいの診断を受けている児童は多くはいないが状態像としては変化に苦手なことや同じことで安心するという児童が多いことなどから同じ流れを経験する中で力を発揮していただく。

就学期以降になると指導ではなく相談になる。相談と指導の違いは例えば発音の「さしすせそ」が言えないとなると具体的な発音の練習をしていく。就学後になるとそのような具体的指導は行わない。小学校の中に通級指導教室があり、ことばの発音の練習の場があるためである。センターに来た就学後の児童はほぼ小学生であり、中学生や高校生は1桁台である。小学校の児童については、保護者の同意に基づいて検査の結果を持って小学校に上がり説明をしたりしている。

先程、関係機関との連携とあったが東習志野に総合教育センターがあり、連携して行っている。 医師相談は月1回、小児神経科と児童精神科の医師が年に12回来ていただいている。しかし、 終日ではなく3時から4時まで等の限られた時間で行っている。1回2名等の枠で行っている。診 断ではなく相談のため保護者から医師に相談をしている。診断を希望した場合や医師から診断を勧 められた場合は病院の紹介をしている。総合教育センターや学校からの紹介で相談を受けられる方 が最近増えている。

巡回相談は、月に13回程度市内の幼稚園保育所へメール配信を行い半日あるいは1日出向く。 乳幼児個別支援計画については、教育側は個別の教育支援計画があるが支援計画は継続して使われることに意味があることだと思うので習志野市のこども部と保健福祉部と学校教育部の3部に渡って話し合いを行い、出来るだけ同じ書式でするようにしている。資料に記載しているのは教育委員会と合同で作ったパンフレットである。昨年作成したもので幼稚園、保育所、こども園、小中学校の市内の全家庭に配布した。今年度も配布をする予定である。保護者の願いやこれまでの経過歴を記入していただいたりした上で支援目標を決めて実際はどのようになっているか等を記入していく計画である。実際に引き継ぎが大事であるので2、3月に引き継ぎを行う。しかし、その時点では担任は決まっていないので小学校1年生の6、7月に授業を参観させてもらい担任と話をしながら計画の引き継ぎを今年度から行い始めた。

発達支援の研修については、基礎研修と理論研修があるが発達支援基礎研修については案内をしている。今年度は講座を4回行っているがその1回が公開講座であり8月19日に市民会館で行った。理論研修は幼稚園や保育所の先生を対象に「こどもをどうやって見ていけばよいのか」という1つのアプローチを4回に渡ってグループワークをするという勉強会である。事業については以上である。

次に「習志野方式」マニュアルについて説明させていただく。発達障がい者支援開発事業ということが厚生労働省より募集があり、習志野市が発達支援施策を推進していくにあたり行ってきたこ

とが対象になるということで応募をした。冊子を作り発信をしている。その中に3つの特徴があり、 「1. ソーシャルインクルージョンの推進」がある。習志野方式としては主に乳幼児期のソーシャ ルインクルージョンの推進を最大の狙いとしている。次の世代を担うこどもたちが育っていくこと が大切であると思う。インクルーシブ保育・教育による共に育つ環境とあるが、障がい者の権利条 約でも謳われているものであると思うが習志野市もこのような方向で進んでいくと思われる。現在 も公立の幼稚園や保育園には障がいの有無はわからないが発達に課題のある児童がたくさん暮ら している。そこに巡回相談で出向き支えていくのがソーシャルインクルージョンの推進ということ になる。時代の背景に段々障がいのある方が障がいを克服や軽減することに力を入れていたことが、 これからは周囲の理解や配慮により社会参加に影響していく社会モデルを考えなければならない という流れがある。それを習志野方式も進めていこうと考えている。「2.早期からの発達支援と 組織横断的・継続的な支援体制」とあるがこれは関係機関との連携を深めていくということである。 個別支援計画が中心となるが実際に定例委員会として、教育センター、教育委員会と会議を定例に していることや、健康支援課、障がい福祉課、こども部等と定例的な会議を持ち、情報の共有を進 めていく。最後に「3.協働とパートナーシップによる施策の推進」だがこれは松尾会長が出席し ている「習志野市市民協働こども発達支援推進協議会」の設置である。施策を進めているが、成果 を行政の視点だけではなく市民の方や他の関係者の方と一緒に検討するために協議会が行われて いる。プログラム評価の説明として、「習志野市市民協働こども発達支援推進協議会」の下に会議 がある。平成18年からスタートしている「習志野市発達支援サポートネットワーク会議」である。 これは行政の主査クラスが集まり議論をしている。個別支援計画の様式等を決めている。もう一つ、 横には「習志野市発達支援施策庁内連絡会」がある。これは行政の課長、次長クラスの連絡会であ り、話し合われたことが「習志野市市民協働こども発達支援推進協議会」で図られていく。また、 ひまわり発達相談センターの評価も行っている。先程、ロジックモデルとあったがロジックツリー とも言われ、木の構造をしているものである。行政では色々な課が様々な業務を行っている。それ ぞれが行っている業務が実際はどこに向かっているのかということを見直していくと実際は同じ 目標に向かっていることがわかり、横のつながり、他の課、団体、市民等、一緒に行っていけるこ とを探っていく一つの手段である。また、どれほど達成できたのかを評価する一つの手段である。 その都度評価をしていくのが特徴である。

今年度、ひまわり発達相談センターでは保護者の方々同士で話をする機会やピアカウンセリング やピアサポートの場を作っていく予定である。以上。

(松尾会長)

何か質問等あるか。

(武井委員)

幼少期の経験や支援においても療育的な考えの必要性を深く感じている。発達支援の研修に昨年度参加させていただいたが大変勉強になった。ひまわり発達相談センターの業務を詳しく拝見したことがなかったので伺うことが出来て良かったと思う。内容では、児童に直接アプローチして指導を行うことが多いように感じたが、それとは別途にTEACCHプログラムのような環境調整を保護者に啓発を行うことはあるのかお伺いしたい。

(内村委員)

実際にTEACCH プログラムのような環境調整を保護者に啓発する機会は今までに無い。個別指導の中やグループ指導の中で、実際に絵カードで流れを理解することに使用することや空間の配置等を指導の中で取り入れて保護者に伝えることはあるが具体的にTEACCH プログラムについてのアナウンスは現在行っていない。

(武井委員)

今後行っていく予定はあるのか。

(内村委員)

自閉症スペクトラム症候群の方々の生活について、行動分析もそうだが理解に向けての情報提供は必要だと感じている。これから保護者の学習機会を検討はしているが、より専門的になってしまうのでわかりやすい所を一部取り出して方法を検討する場は必要だと思うのでこれから検討していきたい。

(松尾会長)

他に意見はあるか。私が所属するあかね園での現在の問題は、これまで入園してきた方は 9割が特別支援学校の方だったのだが数年で大きく内訳が変わってきており、入園される方の半分が普通学校、普通高校、専門学校、大学生となっている。その中でひまわり発達相談センターの役割として期待しているのが障がいの受容である。大学まで簡単に進学が出来る世の中で障がいがあると親が何となく感じながらも避けてきてしまっていたり、本人が受け入れられなかったりとあるが大学まで進学し、就職が出来ない現状から初めて福祉側に来るという方が非常に多い。その中で、職業訓練を行っていくと特別支援学級出身の 15歳から 18歳の方は成長して就職に繋がるが大学まで進学された方は訓練に時間が多くかかってしまっている。早期での障がい受容や適切な指導や対応が大切だと痛感している。ひまわり発達相談センターには大変期待をしており、今後も是非お願いしたい。

それでは、最後に障がい者基本計画、障がい福祉計画にもフレーズとして出てきた相談支援事業について、各委員が共通認識を持ちながら習志野市の問題を共有することが大切だと思う。そのため、福田委員から簡単に説明をお願いしたい。

(福田委員)

現在、ひまわり発達相談センターにも「相談」という名やなかまネットも中核地域生活支援センターという名であるなど、様々なところで相談という言葉を聞くようになった。その中で、地域共生協議会の中での相談とは何か簡単に説明したい。障害者総合支援法の中の事業である。内容として、「障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等の支援を行うとともに、虐待の防止や権利擁護のために必要な援助を行います。また、自立支援協議会を設置し、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。」とあるが習志野市では現在、地域共生協議会が設置されており、地域の各機関とのネットワークを図っている。前期の相談支援部会で基幹型の相談支援センターの部分を提言に挙げているがその中核となる部分、障がいに特化した基幹相談支援センターを設置できると入っており市町村の事業で障がいに特化した相談を受けられる。習志野市では委託の相談事業所として2か所配置している。相談の内容をアセスメントし、本人、家族、各機関と連携をしながら方向性を決めているのが現状である。福祉サービスについての情報提供をしたうえで、使用においての手続きの仕方などを教えるのがもう一つの相談支援事業である。

相談支援事業の種類は、「計画相談支援」「地域相談支援」「障害児相談支援」でサービスによってのニーズに沿えているか、生活の向上はあるか等をアセスメントしたうえで基本的な相談をし、サービスにつなげていく。

サービスは、「障害福祉サービス I (介護給付)」「障害福祉サービス II (訓練等給付)」「障害児を対象としたサービス」に分かれている。総合支援法の中で支給決定を必要とするサービスはこの中に入っている。

計画相談支援とは、障害福祉サービスの申請時に支給決定をされるために必要なサービスを利用

者のニーズに沿いながら計画の案をたてていく。サービス等の利用計画案の作成は「指定特定相談支援事業所」や「指定障害児相談支援事業者」が行う。就労支援移行サービスを希望する利用者に対して全体的な方向性を決めていくのが計画相談支援事業所である。サービスが決定し、事業所に入所する際に相談支援専門員が一緒に沿いながら事業所との連絡調整や合理的配慮を行っていく。また、定期的にモニタリングも行う。あじさい療育支援センターでも障がい児の計画相談を行っているが、ひまわり発達相談センターでは、計画相談の有無で何か違いはあるか。

(内村委員)

ひまわり発達相談センターを利用している幼児の中にも児童福祉サービスを利用されている方がいる。その方は相談支援専門員が計画の作成やモニタリングのためにひまわり発達相談センターに来所し、話し合いを行っている。

(福田副会長)

計画相談事業所や相談支援専門員の不足問題が相談部会でも挙がっているが、基本的な相談の枠組みとは違うことが一つと平成24年度よりサービス利用者全員にサービス等利用計画を作成することになっているが現在、習志野市は全員が計画は作成していない状況である。今までの進捗の中で、相談支援専門員が付きながらサービスを受けている部分があると思うが何か変化はあっただろうか。

(松尾会長)

これまで職業訓練を行ううえでは家庭環境が難しい方は就労支援が難しいという部分があった。 業務量などから家庭の状況まで踏み込めない状況だったが相談支援事業所が間に入り計画相談を 立てていただけることで就労支援事業所が入りきれない家庭の関係のバックアップや事業所の外 のプライベート等で相談支援事業所が的確に対応していただける安心感があって今まで受けるこ との出来なかったサービスを受けることが出来るというケースが非常に増えている。

(福田副会長)

相談支援事業の部分をどのように伸ばしていくか委員の方と共有していければと思う。以上。

(松尾会長)

ありがとうございました。このような形で共通課題を共有していきたいと思う。 他に何か発信等あるか。

(事務局)

次回は11月25日(火)を予定としている。時間は午後2時から4時、場所はサンロード6階大会議室である。

(松尾会長)

それでは、第2回習志野市障がい者地域共生協議会を閉会する。ありがとうございました。

所管課

障がい福祉課

TEL: 047-453-9206

(内線 215)

FAX : 047 - 453 - 9309